

政務調査費アンケート調査御協力のお願い

2012年5月15日

各都道府県議会議長 殿

各政令指定都市議会議長 殿

各中核市議会議長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務調査費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る8月25日、26日に弘前市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月1日（金）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

自治体名 _____ 担当者名 _____
電話番号 _____ FAX 番号 _____
メールアドレス _____

平成24年5月1日現在でお答え下さい。

（1）平成24年度の1年間の議員1人分の政務調査費交付額 支給対象ごとにお願ひします。

- ①会派 _____円
②議員個人 _____円
③その他（個別にお書き下さい）（ _____ ）

（2）領収書の議会への添付状況について

- ① いくら以上義務付けていますか（全て or ○円以上） _____円
② 上記添付はいつ以降支給分ですか。 _____ 年 _____ 月分 以降
③ 領収書の議会への提出形式は

a) 原本 b) 写し c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d) その他（ _____ ）

④ 添付された領収書を市民が閲覧する方法

a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言 _____

23年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成24年 月 日から

b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(3) 会計帳簿の議会への提出状況について

- a)提出を義務付けている（根拠法令を教えてください）
- b)義務付けていない

(4) 活動報告書の議会への提出・公表状況について

- a)－1 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
 - a)－2 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
 - b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
 - c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
 - d) 作成を義務づけていない
- a～c と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

(5) 視察報告書の議会への提出状況について

- a)－1 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
 - a)－2 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
 - b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
 - c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
 - d) 作成を義務づけていない
- a～c と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

(6) 平成23年度政務調査費の具体的使途について、議会公式ホームページへの記載

- a)記載あり（URL を教えてください）
- b)金額のみ（URL を教えてください）
- c)記載なし

(7) 具体的な使途基準マニュアルについて

- ①作成状況
 - a)作成している
 - b)作成していない
- ②上記マニュアルの策定日（最新版のもの） _____
- ③上記マニュアルの情報提供の可否（お願い） _____

※昨年度調査以降、変更が無ければ、情報提供は結構です。

<http://www.ombudsman.jp/taikai/2011seimusyukei.pdf>

(8) その他、特記事項があればお教えください。

（第三者機関で政務調査費の金額を審議している、公認会計士に領収書提出前事前審査させているなど）

ありがとうございました